

## 保護者のみなさまへ

### 児童虐待に関する小・中学校の対応について

小・中学校では、子どもの安全・安心が疑われる次のような場合に、

速やかに児童相談所または市役所に通告することが義務づけられてありますのでご理解ください。なお、虐待の判断は、児童相談所や市役所が行います。

- ・骨折、やけど、アザ、傷などがある。
- ・長期間お風呂に入っていない、または服などが洗濯されていない。  
ひどく不潔なままである。
- ・必要な受診や治療を受けていない。(病気、虫歯、予防接種や健診など)
- ・日常的に朝食を食べていない。食事が不足している。
- ・親が子どもを過剰に怒鳴る、子どもの自尊心を傷つける言動がある。 など

### 児童虐待とは…?

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、  
溺れさせる、  
やけどを負わせる、  
家の外にしめだす など

#### 性的虐待

子どもへの性的行為、  
性的行為をみせる、  
ポルノグラフィティの  
被写体にする など

#### ネグレクト

乳幼児を家に残して  
外出する、食事を与えない、  
自動車の中に放置する  
など

#### 心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、  
子どもの目の前で  
家族に対して暴力をふるう  
など

例えば…

- 何度も言葉で注意しても聞かないので頬を叩いた。
- いたずらをしたので長時間正座をさせた。
- 宿題をしなかったので家の外に立たせた。

▶▶身体的虐待です

例えば…

- 「お前なんか生きてこなければよかったです」など  
子どもの人格を否定することを言った。
- きょうだいを引き合いに出してけなした。

▶▶心理的虐待です。

★体罰等の虐待は、子どもの発達（脳の成長）に悪影響を及ぼします。

★子どもの気持ちを受け止め、肯定文で穏やかに分かりやすく言葉で伝え、手本を示し、できていることは具体的に褒めることを心掛けましょう。

【お問合せ・ご相談】  
安来市役所子ども未来課

☎0854-23-3222